

概要

被災者の自殺は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、平成〇年〇月に〇信用金庫に入社し、預金事務を行っていた。

平成〇年頃から請求人に職場の悩み事を訴えるようになり、平成〇年〇月の自殺未遂直後に、被災者は医師に対して職場のいじめを訴えていた。その後被災者は平成〇年〇月〇日に転勤したが、先輩と一緒に異動したことが嫌だったことと職場でのいじめがひどくなったことを母親に話した。

平成〇年〇月〇日、被災者は自室でビニール袋をかぶって死亡しているのを母親に発見された。

同日主治医作成の死体検案書では、直接死因は「窒息死」となっている。

請求人は、監督署長に対し被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は業務に起因する死亡とは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

職場での上司及び同僚からのいじめにより、被災者は自殺したもので業務上の事由によるものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、請求人の審査請求を棄却するとの決定を求める旨の意見書を提出し、その理由として要旨、次のとおり述べている。

被災者の精神障害発病に係る業務による心理的負荷は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下「判断指針」という。）別表1により検討した結果、業務に関連した評価すべき出来事は認められないと判断する。

よって、被災者に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められないものである。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F22.0 妄想性障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

発症前6か月間に起きた精神障害発病に関与したと考えられる業務による出来事の評価については以下の通りである。

被災者は○病院への受診の際に、職場でのいじめを訴え、また、○病院への受診の際には、人間関係がうまくいかない旨を訴えていたと、請求人は被災者が職場でいじめを受けていた旨を申し立てている。

この出来事について、「判断指針」を用い心理的負荷の強度を評価すると、出来事の類型としては「対人関係のトラブル」で、具体的出来事は「ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」にあてはまるが、心理的負荷の強度を修正する視点の「嫌がらせ、いじめ、暴行の内容、程度等」を検討すると、会社関係者の聴取からはいじめの事実はなかったものと推認されるものである。

また、極度の長時間労働等、特に評価すべきものは認められない。

したがって、業務に関連した評価すべき出来事は認められないものである。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

業務以外の心理的負荷の状況は認められない。また、个体側要因も社会生活上に支障を来すような問題は確認されていない。

(4) 結論

以上のとおり、発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められないことから、当該疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。